

令和3年度高知県労働者福祉協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県労働者福祉協議会補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的及び補助対象事業)

第2条 知事は、勤労者の生活向上及び福祉の増進を図るため、一般社団法人高知県労働者福祉協議会（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助する。

- (1) 暮らし全般に係る相談事業（雇用環境、生活の安定、保健衛生、金融等）
- (2) 勤労者福祉に関する普及啓発及び広報事業
- (3) 勤労者のための研修及び講演事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、勤労者福祉の向上のために知事が必要があると認めるもの

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付の申請を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の補助金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の交付の決定を行い、補助金交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の変更の申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの重要事項の変更をしようとするときは、事前に別記第2号様式による事業計画変更（中止・廃止）承認申請書により知事に承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助金額を変更しようとするとき。ただし、補助金額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的に変更をもたらすものではない事業計画の細部の変更である場合は、この限りでない。

- (3) 前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であって、知事が変更手続を要すると認めたもの（必要に応じて知事に事前協議すること。）
- 2 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、補助金変更交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事前に別記第2号様式による事業計画変更（中止・廃止）承認申請書により知事に承認を受けなければならない。

(補助の条件)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業が年度内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (2) 補助事業の実施に関する書類、帳簿等は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを、契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならぬこと。
- (4) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- (5) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならぬこと。

(概算払の請求)

第9条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による補助事業実績報告書に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、これにより難い場合は、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 知事は、前条第1項の補助事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、実地調査等を行った上で補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第12条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助事業の完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る別記第5号様式による仕入控除税額報告書を速やかに知事に報告しなければならない。ただし、確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が実績報告書において減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を上回らない場合は、提出を要しない。

2 知事は、前項の規定による報告があった場合は、当該金額の返還を命ずるものとする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第15条 補助事業者は、業務の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条第2号及び第12条から第14条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第4条の規定による申請は、この要綱の施行日の前においても行うことができる。但し、令和3年3月22日以降の日とする。

別表第1（第3条関係） 補助対象経費及び補助率

事業の区分	支出経費区分	内容	補助率
(1)暮らし全般に係る相談事業	報償費	外部講師の謝金、専門職の報償費等	2分の1以内
	旅費	外部講師の旅費、相談に関する外部機関との打合せの旅費等	
	需用費	消耗品費（文具、コピー用紙等）、印刷製本等 （注）飲食に係るものを除く。	
	役務費	通信運搬費（郵送、運搬等）、保険料、手数料、広告料等	
	使用料及び賃借料	会場借上げ費等	
	委託料	チラシ・看板等制作費、会場設営費等	
(2)勤労者福祉に関する普及啓発及び広報事業	需用費	消耗品費（文具、コピー用紙等）、印刷製本等 （注）飲食に係るものを除く。	2分の1以内
	役務費	通信運搬費（郵送、運搬等）、保険料、手数料、広告料等	
	使用料及び賃借料	会場借上げ費等	
	委託料	チラシ・看板等制作費、会場設営費等	
(3)勤労者のための研修及び講演事業	報償費	外部講師の謝金、専門職の報償費等	2分の1以内
	旅費	外部講師の旅費、研修及び講演に関する外部機関との打合せの旅費等	
	需用費	消耗品費（文具、コピー用紙等）、印刷製本等 （注）飲食に係るものを除く。	
	役務費	通信運搬費（郵送、運搬等）、保険料、手数料、広告料等	
	使用料及び賃借料	会場借上げ費等	
	委託料	チラシ・看板等制作費、会場設営費等	
(4)働き方改革推進に関する研修・普及啓発及び広報事業（アン	報償費	外部講師の謝金、専門職の報償費等	2分の1以内
	旅費	外部講師の旅費、研修及び講演に関する外部機関との打合せの旅費等	
	需用費	消耗品費（文具、コピー用紙等）、印刷製本等	

ケート調査を含む)		(注) 飲食に係るものを除く。
	役務費	通信運搬費（郵送、運搬等）、保険料、手数料、広告料等
	使用料及び賃借料	会場借上げ費等
	委託料	チラシ・看板等制作費、会場設営費等

別表第2（第5条、第8条、第12条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。